

施設設置等関係事務処理要領

制定 平成28年3月31日 阪空整 第103号

改正 令和7年6月17日 阪空整 第9号

第1条 申請に係る資格要件

- 1 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号。以下「規則」という。）第7条の規定による承認申請の申請者（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）及び申請者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）は次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) 申請者が、規則第7条、第8条若しくは第9条に基づく承認を拒否された日又は規則第26条第1項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。
 - (2) 申請者の役員等が、過去2年以内に規則第7条、第8条若しくは第9条に基づく承認を拒否された事業者又は規則第26条第1項に基づく承認を取り消された事業者において、当該拒否又は承認の取消し時に役員等を務めていないこと。
 - (3) 申請者の役員等が、拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
 - (4) 申請者の役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (5) 申請者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (6) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (7) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (8) 申請者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- 2 申請者は前項の要件を満たす者のうち、空港の管理・運営に必要な施設を設置しようとする者で次の各号の一に該当する者でなければならないものとする。
 - (1) 規則第12条の規定により構内営業の承認を受けている者又は承認を受ける者。
 - (2) 空港法（昭和31年4月20日法律第80号）第15条第1項の規定により空港機能施設事業を行う者として指定されている者。
 - (3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第100条第1項、第123条第1項、第129条第1項の規定より許可を受けている者若しくは承認を受ける者、又は第133条第1項の規定により届出をした者若しくは届出をする者。
 - (4) 貨物利用運送事業法（平成元年12月19日法律第52号）第2条第6項の規定による

貨物利用運送事業（航空運送事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）について、同法第3条第1項若しくは第35条第1項の登録を受けている者若しくは登録を受ける者、又は同法第20条若しくは第45条第1項の許可を受けている者若しくは許可を受ける者。

(5) 官公庁又は地方自治体

(6) 公共交通機関又はライフライン（電力・水道・ガス・通信）事業者

(7) その他、地方航空局長及び空港事務所長が必要と認めた者

第2条 施設の設置等の申請及び承認

- 1 規則第7条の規定により、施設を設置し、取得し、又は借用する場合（以下「施設の設置等」という。）の承認申請は、「別紙様式－1」又は「別紙様式－2」の申請書により行わせるものとする。
- 2 空港事務所長は、前項の申請書を地方航空局長に送付するに際して、申請内容を調査のうえ「別紙様式－3」による施設設置等承認申請調査書に必要な事項を記入し、これを添付するものとする。
- 3 土地の借用を伴うもので、その土地が国有地の場合は、併せて、国有財産法（昭和23年6月30日法律第73号）第18条第6項に基づく「国有財産等使用許可」（以下、「国有財産等使用許可」という）にかかる申請を行わせ、規則第12条に基づく構内営業承認にかかる申請を要するものについても原則として同時に申請を行わせるものとする。
- 4 施設の設置等の承認は、次の基準により行うものとし、これに係る審査は「別紙様式－4」により行うものとする。なお、当該施設の設置等に関する国有財産等使用許可又は、構内営業承認が拒否される場合は、当該施設の設置等の承認は拒否するものとする。
 - (1) 当該施設の設置等が航空法、空港法、規則及びその他関係法令に抵触しないこと。
 - (2) 当該施設の設置等が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。
 - (3) 当該施設の設置等が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。
 - (4) 当該施設の設置等が航空保安施設及び既存施設に支障が生じるおそれがないこと。
 - (5) その他、当該施設の運営が空港の適正、かつ能率的な運営を妨げないものであること。
- 5 施設の設置等の承認にあたっては、少なくとも次の条件を附するものとする。ただし、(8)については旅客ターミナルビルを設置しようとするものに対して附するものとする。標準的な承認書の様式は、「別紙様式－5」により行うものとする。
 - (1) 空港整備上支障が生じたときは、本承認にかかわらず、申請者の負担をもって当該施設を速やかに撤去すること。
 - (2) 申請者は、工事に着手する前に、計画している施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証」等）の原本を提示した上でその写しを提出するとともに、着工したときは着工届を、工事が竣工したときは竣工写真、竣工図（設置物件と使用土地境界との距離図、建物平面図、附帯整備平面図）、建築物の場合は不動産登記簿（全部事項証明）及び設置した施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証」等）の原本を提示した上でその写しを添付した完成届を、遅滞なく空港事務所長経由地方航空局長に届け出ること。
 - (3) 当該工事の施工に当たっては、保護設備を設ける等の安全措置を行い、他に損害を及ぼさないようにすること。なお、安全措置が不十分なため他に損害を及ぼしたときに

は、申請者がその全責任を負うものとする。

- (4) 当該工事の施工に当たっては、法令等を厳守するほか地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
- (5) 当該工事の施工に当たっては、事前に空港事務所と十分協議すること。
- (6) 当該施設の運営等については、地方航空局長又は空港事務所長が指示するときは、その指示に従うこと。
- (7) 当該施設により、万一、航空保安施設又は既存施設に支障が生じた場合は地方航空局長又は空港事務所長の指示に従い改善に努めること。
- (8) 承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力すること。
- (9) 承認後は、航空法、空港法、規則及びその他関係法令を厳守するほか地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
- (10) 地方航空局長から国有財産等使用許可の期間更新が許可されないとき、又は構内営業の期間更新が承認されないときは、本承認書は無効とする。本承認は、国有財産等使用許可期間更新の不許可の処分があった日又は構内営業期間更新の不承認の処分があった日から将来に向かって、その効力を失う。
- (11) 次の場合には、施設の設置等の承認を取り消し、又は当該施設について使用の停止を命ずることがある。
 - (ア) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたとき。
 - (イ) 施設設置等関係事務処理要領第 1 条 1 項の資格要件及び第 2 条第 5 項に掲げる基準を満たさないと認められたとき。
 - (ウ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (エ) 地方航空局長の承認を受けることなく、当該施設を担保に供したとき。
 - (オ) 航空法、空港法、規則及び関係法令に基づく命令又は承認に附した条件に従わなかったとき。
 - (カ) 空港管理上特に必要があると判断したとき。(例えば現在の状況を放置しておくことにより、空港の機能又は運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断された場合)
 - (キ) 施設を担保に供している場合は、その抵当権等が行使されるおそれがあると判断したとき。
 - (ク) 国有財産等使用許可又は構内営業承認が取り消されたとき。

なお、上記(ア)から(キ)に該当した場合の承認の取消し又は停止については、地方航空局長が特に必要と認める場合は、当面の間、猶予する場合がある。

- (12) 申請者は、毎年度 4 月に不動産登記簿（全部事項証明書）を空港事務所長経由地方航空局長に提出すること。
 - (13) (1)から(12)に定める条件について、地方航空局長に特別な理由があるときは、一時的にこれを変更することができる。
- 6 地方航空局長は、施設の設置等の申請を承認したときは、その旨を空港事務所長に通知するものとする。

- 7 地方航空局長は、土地の借用及び構内営業承認を伴う施設の設置（取得を含む）については、使用許可書及び構内営業承認書と併せ承認書を申請者に対して交付するものとする。
- 8 承認に際しては、特別の場合を除き第 6 項の規定による条件が附されているが、この場合、ただちに「別紙様式－6」により請書を空港事務所長経由地方航空局長へ提出させるものとする。
- 9 施設を取得する場合、承認後に所要の手続を実施の上、建築物の場合は不動産登記簿（全部事項証明）を空港事務所長経由地方航空局長へ提出させるものとする。

第 3 条 施設の修理・改造・移転・除去の承認

- 1 規則第 8 条の規定により、施設の設置、取得又は借用の承認を受けた者（以下「施設利用者」という。）が当該施設を修理し、改造し、移転し、又は除去しようとする場合（以下「施設の修理等」という。）の承認申請は、「別紙様式－7」、の申請書により行わせるものとする。ただし、軽微な場合については、下記 4 項の基準に適合していることを確認した上で、工事概要を記載した届出書を提出させるものとする。
- 2 空港事務所長は、前項の申請を承認した場合は地方航空局長に報告するとともに、承認条件、申請内容を添付するものとする。
- 3 上記 1 項の軽微な場合とは、次の何れにも該当しない場合とする。
 - (1) 航空旅客の利用する公共スペースの増減
 - (ア) 出発旅客動線の出発ロビー、チェックインロビー、コンコース、ゲートラウンジ等のスペース
 - (イ) 到着旅客動線のコンコース、バゲージクレーム、到着ロビー等のスペース
 - (2) 保安検査に係るスペースの増減
 - (ア) 保安検査場
 - (イ) 機内持ち込み手荷物検査場
 - (ウ) 受託手荷物検査場
- 4 施設の修理等の承認は、次の基準により行うものとし、これに係る審査は「別紙様式－8」により行うものとする。標準的な承認書の様式は、「別紙様式－9」により行うものとする。
 - (1) 当該施設の修理等が航空法、空港法、規則及びその他関係法令に抵触しないこと。
 - (2) 当該施設の修理等が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。
 - (3) 当該施設の修理等が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。
 - (4) 当該施設の修理等が航空保安施設及び既存施設に支障が生じるおそれがないこと。
 - (5) その他、当該施設の運営が空港の適正、かつ能率的な運営を妨げないものであること。
- 5 施設の修理等の承認にあたっては、少なくとも次の条件を附するものとする。
 - (1) 承認期間 承認の日（又は××年××月××日）から×か月間
 - (ア) 申請者は工事に着手する前に、計画している施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証」等）の原本を提示した上でその写しを提出するとともに、着工したときは着工届を、工事が竣工したときは竣工写真、竣工図（設置物件と使用土地境界との距離図、建物平面図、附帯整備平面図）、建築物の場合は不動産登記簿（全部事項証明）及び設置した施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証」等）の原本を提示した上でその写しを添付した完成届を、遅滞なく提出しなければならない。

(イ) 承認期間の延長は原則として認めない。ただし、止むを得ない事由のあるときは、事前に期間延長届を提出しなければならない。

(2) 承認書の掲示

工事期間中は、必要事項を記入し見やすい箇所に掲示しなければならない。

(3) 承認の取消、又は変更

次のいずれかに該当するときは、本承認を取り消し又は変更を命ずることがある。

(ア) 本申請の施設の修理等が空港管理上又は空港整備上支障が生じたとき。

(イ) 申請者が規則に違反したとき。

(ウ) 申請者が本承認書に違反したとき。

(エ) 本承認に係る申請に虚偽又は瑕疵があったとき。

(4) 原状回復

前項により本承認を取り消し又は変更した場合は、申請者の負担により速やかに撤去又は移設し、原状に回復すること。

(5) 安全措置

当該工事の施工に当たっては、保護設備を設ける等の安全措置を講じるとともに、利用者に対して十分に安全を確保し、他に損害を及ぼさないようにすること。

なお、安全措置が不十分なため他に損害を及ぼしたときは、申請者がその全責任を負うものとする。

(6) 国有財産等使用許可との関係

本工事の施工に当たって、地方航空局長から国有財産等使用許可を受ける必要がある場合は、許可がされるまで、本承認は無効とする。

6 留意点

施設の修理等を行う場合は、国有財産等使用許可において承認時に附された許可条件に留意すること。

第4条 施設の譲渡等の申請及び承認

- 1 規則第9条の規定により、施設を譲渡し、担保に供し、転貸し、又はその用途を変更しようとする場合（以下「施設の譲渡等」という。）の承認申請は、「別紙様式-10」若しくは「別紙様式-11」又は「別紙様式-12」の申請書により行わせるものとする。

なお、施設を譲渡しようとする場合、施設を取得しようとする者は規則第7条の規定により、別途施設の取得手続きを行う必要がある。

- 2 空港事務局長は、前項の申請書を地方航空局長に送付するに際して、申請内容を調査のうえ「別紙様式-13」による施設設置等承認申請調査書に必要な事項を記入し、これを添付するものとする。

- 3 土地の借用を伴うもので、その土地が国有地の場合は、併せて、国有財産等使用許可にかかる申請を行わせ、規則第12条に基づく構内営業承認にかかる申請を要するものについても原則として同時に申請を行わせるものとする。

- 4 施設の譲渡等の承認は、次の基準により行うものとし、これに係る審査は「別紙様式-14」により行うものとする。

(1) 施設の譲渡又は転貸の場合

(ア) 申請者が規則第7条に基づく施設設置承認を受けたときの承認条件と同じ条件が施設の取得承認に附されることを、施設を取得しようとする者が了承するものであること。

- (イ) 譲渡又は転貸後、当該施設が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。
- (ウ) 譲渡又は転貸後、当該施設の運営が空港の適正かつ能率的な運営を妨げないものであること。
- (エ) 譲渡又は転貸後、施設の用途が譲渡前又は転貸前と変わらないものであること。

(2) 施設を担保に供する場合

- (ア) 抵当権設定により融資を受けた資金使途が航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等、旅客等の空港利用者の利便性向上に資するものであること。
- (イ) 当該施設を利用して行う営業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- (ウ) 抵当権設定により受けた借入金について適切な返済計画を有するものであること。

(3) 施設の用途を変更する場合

- (ア) 用途変更後、当該施設が航空法、空港法、規則及びその他関係法令に抵触しないこと。
- (イ) 用途変更後、当該施設が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。
- (ウ) 用途変更後、当該施設が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。
- (エ) 用途変更後、当該施設が航空保安施設及び既存施設に支障が生じるおそれがないこと。
- (オ) 用途変更後、当該施設の運営が空港の適正かつ、能率的な運営を妨げないものであること。

5 施設の譲渡等の承認にあたっては、施設利用者に対し、少なくとも次の条件を附するものとする。ただし、(4)については旅客ターミナルビルを設置しようとする施設利用者に対して附するものとする。標準的な承認書の様式は、「別紙様式-15」により行うものとする。

- (1) 空港整備上支障が生じたときは、本承認にかかわらず、施設利用者の負担をもって当該施設を速やかに撤去すること。なお、施設を担保に供している場合は、合わせて、抹消手続きを実施すること。
- (2) 当該施設の運営等については、地方航空局長又は空港事務所長が指示するときは、その指示に従うこと。
- (3) 当該施設により、万一、航空保安施設又は既存施設に支障が生じた場合は当局の指示に従い改善に努めること。
- (4) 承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力すること。
- (5) 承認後は、航空法、空港法、規則及びその他関係法令を厳守するほか、地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
- (6) 次の場合には、施設の譲渡等の承認を取り消す、又は当該施設について使用の停止を命ずることがある。
 - (ア) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたとき。

- (イ) 承認基準を満たさないと認められることとなったとき。
 - (ウ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (エ) 地方航空局長の承認を受けることなく、当該施設を担保に供したとき。
 - (オ) 航空法、空港法、規則又は関係法令に基づく命令又は承認に附した条件に従わなかったとき。
 - (カ) 空港管理上特に必要があると判断したとき（例えば現在の状況を放置しておくことにより、空港の機能又は運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合）
 - (7) 施設を担保に供する場合、借入金を完済するまでの間、毎営業年度終了後、4 か月以内に決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び資金調達概要等）及び借入金支払い計画を空港事務所長経由地方航空局長へ提出すること。
 - (8) 借換等、承認を受けた担保条件及び根抵当の場合は承認を受けた借入金に変更が生じる場合は、事前に承認を受けること。
 - (9) (1)から(8)に定める条件について、地方航空局長に特別な理由があるときは、一時的にこれを変更することができる。
- 6 地方航空局長は、施設の譲渡等の申請を承認したときは、その旨を空港事務所長に通知するものとする。
- 7 承認に際しては、特別の場合を除き第 5 項の規定による条件が附されているが、この場合、ただちに「別紙様式-6」により請書を空港事務所長経由地方航空局長へ提出させるものとする。
- 8 施設を担保に供する場合、承認後に所要の手続を実施の上、担保設定したことを証明する書類（不動産登記簿（全部事項証明）又は動産登記簿等）を空港事務所長経由地方航空局長へ提出させるものとする。

第 5 条 検査、報告等

- 1 地方航空局長又は空港事務所長は、規則第 23 条に基づき、当該施設の工事及び管理について検査を実施又は規則第 24 条に基づき報告を求めることができる。
- 2 申請者は、前項の検査の実施又は報告の求めがあった場合にはこれに協力しなければならない。
- 3 申請者は、地方航空局長又は空港事務所長から規則第 8 条第 3 項の規定に基づく指示を受けたときは、遅滞なくこれに従わなければならない。

第 6 条 改善命令等

- 1 規則第 25 条の規定により、空港管理上特に必要があるときは、地方航空局長が施設利用者に対し当該施設の使用停止又は修理、改造、移転、除去その他必要な措置を命ずるものとする。（空港管理上特に必要があるときとは、航空法、空港法、規則、その他関係法令若しくは承認条件に違反が判明した場合又は空港運営に支障が生じた場合をいう。）
- 2 地方航空局長は、前項の命令を行うに際しては、命令に基づきとった措置について報告すべきことを施設利用者に対し指示するものとする。
- 3 地方航空局長は、本条第 1 項により、施設利用者に対し命令を行ったとき、その旨を空港事務所長に通知するものとする。
- 4 地方航空局長は、本条第 2 項により当該施設利用者から措置について報告を受けたときは、その報告の内容の適否を判断し、その結果を前項に準じて、空港事務所長に通知するものとする。

5 地方航空局長は、規則第 26 条により、当該施設利用者に対し施設の設置等承認を取り消したときは、その旨を空港事務所長に通知するものとする。

附則（平成 28 年 3 月 31 日 阪空整第 108 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則（令和 7 年 6 月 17 日 阪空整第 9 号）

この要領は、令和 7 年 6 月 18 日から適用する。

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

〇〇空港における〇〇〇〇施設の設置申請について

標記のことについて、空港管理規則第7条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所
2. 設置しようとする施設
 - (1) 設置位置
 - (2) 名 称
 - (3) 規 模
 - (4) 用 途
 - (5) 構 造
3. 敷地使用面積（既借地、新規）
4. 申請理由
5. 使用期間
6. 現在行っている事業の概要
7. 工期
8. 総工費概算
9. その他参考事項
10. 添付書類
 - (1) 関係図面
 - (2) 建築確認申請等、法令に適合することを証明する公的書類

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

〇〇空港における〇〇〇〇施設の取得（又は借用）申請について

標記のことについて、空港管理規則第７条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

- １．申請者の氏名及び住所
- ２．取得（又は借用）しようとする施設
 - （１）取得（又は借用）しようとする施設の位置
 - （２）名 称
 - （３）規 模
 - （４）現在の用途
 - （５）構 造
 - （６）建設年月日
- ３．土地の使用許可申請面積
- ４．使用予定期間
- ５．現使用者の氏名、名称、住所
- ６．取得（又は借用）後の用途
- ７．取得（又は借用）理由
- ８．現に行っている事業がある場合には、その事業概要
- ９．取得（又は借用）予定価格
- １０．その他参考事項
- １１．添付書類
 - （１）関係図面
 - （２）設置承認を受けたときの条件を取得者が了承する旨を確認する文書（任意様式）

施 設 設 置 等 承 認 申 請 調 査 書 (～)

(空 港 名) ○ ○ 空 港

番 号	調 査 事 項	調 査 内 容					
1.	申 請 件 名						
2.	申 請 者	(住 所) (氏 名)					
3.	申 請 理 由						
4.	施 設 概 要	施 設 名	構 造	階 層	規 模 又 は 面 積	国 有 財 産 使 用 許 可 申 請 面 積	添 付 関 係 図 面
							イ . 案 内 図 ロ . 配 置 図 ハ . 位 置 図 ニ . 求 積 図 ホ . 平 面 図 ヘ . 鳥 観 図 ト . そ の 他 ()
5.	工 事 種 別	イ . 新 築 ロ . 増 築 ハ . 改 築 ニ . 移 築 (移 転) ホ . 修 繕 ヘ . 模 様 替					
6.	工 事 予 定 期 間	着 工 予 定 : 完 成 予 定 :					
7.	工 事 費 概 要						

番 号	調 査 事 項	調 査 内 容
8.	(1) 当 該 施 設 の 設 置 等 が 航 空 法 そ の 他 関 係 法 令 に 抵 触 し な い 事 項 。 (2) 当 該 施 設 の 設 置 等 が 空 港 管 理 上 及 び 空 港 整 備 上 支 障 が な い 事 項 。 (3) 当 該 施 設 の 設 置 等 が 旅 客 等 の 空 港 利 用 者 の 利 便 の た め に 必 要 な も の で あ る 事 項 。 (4) 当 該 施 設 の 設 置 等 が 航 空 保 安 施 設 及 び 既 存 施 設 に 支 障 が 生 じ る お そ れ が な い 事 項 。 (5) そ の 他 、 当 該 施 設 の 運 営 が 空 港 の 適 正 か つ 、 能 率 的 な 運 営 を 妨 げ な い も の で あ る 事 項 。	
9.	本 申 請 に 係 る 別 途 申 請 の 有 ・ 無	
10.	本 申 請 に 係 る 関 係 官 公 庁 の 許 可 状 況 (1) 建 築 確 認 申 請 (2) 消 防 法 関 係 (危 険 物 取 扱 に 関 す る 規 則 を 含 む 。) (3) 大 気 汚 染 及 び 公 害 防 止 関 係 (4) そ の 他	
11.	本 申 請 に 必 要 な 関 係 書 類 (1) 現 に 行 っ て い る 事 業 の 概 要 (2) 戸 籍 抄 本 又 は 商 業 登 記 簿 (3) そ の 他	
※ 4 , 5 に つ い て は 、 該 当 す る 種 別 に ○ 印 を つ け る こ と 。		

施 設 設 置 等 審 査 概 要 書

件 名

申 請 概 要				
申 請 者	(住 所) (氏 名)			
申 請 年 月 日				
施 設	施 設 名	構 造	規 模	
国 有 財 産 使 用 概 要	区 分 種 目	数 量	摘 要	備 考
	区分：			
概 算 工 事 費				
工 期				
申 請 理 由				
審 査 概 要				
(1) 当該施設の設置等が航空法その他関係法令に抵触しないこと。 (2) 当該施設の設置等が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。 (3) 当該施設の設置等が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。 (4) 当該施設の設置等が航空保安施設及び既存施設に支障が生じるおそれがないこと。 (5) その他、当該施設の運営が空港の適正かつ、能率的な運営を妨げないものであること。				

本申請に係る別途申請の有・無	
本申請に係る関係官公庁の許可状況 (1) 建築確認申請 (2) 消防法関係 (危険物取扱に関する規則を含む。) (3) 大気汚染及び公害防止関係 (4) その他	
本申請に必要な関係書類 (1) 現に行っている事業の概要 (2) 戸籍抄本又は商業登記簿 (3) その他	

承 認 書

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇における〇〇承認について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった〇〇空港における〇〇の設置申請について、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 7 条の規定に基づき、下記の条件を付して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して 60 日以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。

記

1. 空港整備上支障が生じたときは、本承認にかかわらず、申請者の負担をもって当該施設を速やかに撤去すること。
2. 申請者は工事に着手する前に、計画している施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証」等）の原本を提示した上でその写しを提出するとともに、着工したときは着工届を、工事が竣工したときは竣工写真、竣工図（設置物件と使用土地境界との距離図、建物平面図、附帯整備平面図）、建築物の場合は不動産登記簿（全部事項証明）及び設置した施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証」等）の原本を提示した上でその写しを添付した完成届を、遅滞なく空港事務所長経由地方航空局長に届け出ること。
3. 当該工事の施工に当たっては、保護設備を設ける等の安全措置を行い、他に損害を及ぼさないようにすること。なお、安全措置が不十分なため他に損害を及ぼしたときには、申請者がその全責任を負うものとする。
4. 当該工事の施工に当たっては、法令等を厳守するほか地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
5. 当該工事の施工に当たっては、事前に空港事務所と十分協議すること。
6. 当該施設の運営等については、地方航空局長又は空港事務所長が指示するときは、その指示に従うこと。
7. 当該施設により、万一、航空保安施設又は既存施設に支障が生じた場合は地方航空局長又は空港事務所長の指示に従い改善に努めること。
8. 承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力すること。
9. 承認後は、航空法、空港法、規則及びその他関係法令を厳守するほか地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
10. 地方航空局長から国有財産等使用許可の期間更新が許可されないとき、又は構内営業の期間更新が承認されないときは、本承認書は無効とする。本承認は、国有財産等使用許可期間更新の不許可の処分があった日又は構内営業期間更新の不承認の処分があった日から将来に向かって、その効力を失う。

- 1 1. 次の場合には、施設の設置等の承認を取り消し、又は当該施設について使用の停止を命ずることがある。
- (ア) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたとき。
 - (イ) 施設設置等関係事務処理要領第1条第1項の資格要件及び第2条第5項に掲げる基準を満たさないと認められたとき。
 - (ウ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (エ) 地方航空局長の承認を受けることなく、当該施設を担保に供したとき。
 - (オ) 航空法、空港法、規則及び関係法令等に基づく命令又は承認に附した条件に従わなかったとき。
 - (カ) 空港管理上特に必要があると判断したとき。(例えば現在の状況を放置しておくことにより、空港の機能又は運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断された場合)
 - (キ) 施設を担保に供している場合は、その抵当権等が行使されるおそれがあると判断したとき。
 - (ク) 国有財産等使用許可又は構内営業承認が取り消されたとき。
- 1 2. 申請者は、毎年度4月に不動産登記簿（全部事項証明書）を空港事務所長経由地方航空局長に提出すること。
- 1 3. 1. から1 2. に定める条件について、地方航空局長に特別な理由があるときは、一時的にこれを変更することができる。

平成 年 月 日

〇〇航空局長 〇〇 〇〇 印

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって、許可及び承認戴きましたことについては、御指示の条件を堅く遵守します。

よってここに請書を提出します。

記

所 在 地

使用許可（承認）物件

用 途

番 号
年 月 日

〇〇空港事務所長 殿

(申請者)

工 事 申 請 書

〇〇空港において、下記により工事を実施したいので、空港管理規則第8条の規定に基づき、関係書類2部を添えて申請いたします。

なお、ご承認のうえは空港管理規則及び〇〇空港事務所長の指示並びに命令を遵守いたします。

記

1. 申請者の住所及び名称
2. 工事件名
3. 工事場所
4. 工事内容
5. 工事理由
6. 工期
7. 工事費概算額

8. 工事担当者

- (1) 部署氏名
- (2) 電話番号

9. 施工業者

- (1) 住 所
- (2) 会 社 名
- (3) 担 当 者
- (4) 電話番号

10. 添付書類

- (1) 工事概要資料
- (2) 工程表
- (3) 工事図面（位置図、平面図、立面図）
- (4) その他関係書類
 - ・ 施工体制表
 - ・ 緊急連絡体制表

施 設 設 置 等 審 査 概 要 書

件 名

申 請 概 要				
申 請 者	(住 所) (氏 名)			
申 請 年 月 日				
施 設	施 設 名	構 造	規 模	
国 有 財 産 使 用 概 要	区 分 種 目	数 量	摘 要	備 考
	区分：			
概 算 工 事 費				
工 期				
申 請 理 由				
審 査 概 要				
(1) 当該施設の修理等が航空法その他関係法令に抵触しないこと。 (2) 当該施設の修理等が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。 (3) 当該施設の修理等が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。 (4) 当該施設の修理等が航空保安施設及び既存施設に支障が生じるおそれがないこと。 (5) その他、当該施設の運営が空港の適正かつ、能率的な運営を妨げないものであること。				

本申請に係る別途申請の有・無	
本申請に係る関係官公庁の許可状況 (1) 建築確認申請 (2) 消防法関係 (危険物取扱に関する規則を含む。) (3) 大気汚染及び公害防止関係 (4) その他	
本申請に必要な関係書類 (1) 現に行っている事業の概要 (2) 戸籍抄本又は商業登記簿 (3) その他	

承 認 書

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇における〇〇承認について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった〇〇空港における〇〇の修理・改造・移転・除去申請について、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 8 条の規定に基づき、下記の条件を付して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して 60 日以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。

記

1. 承認期間 承認の日（又は ××年××月××日）から×か月間
 - (ア) 申請者は工事に着手する前に、計画している施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証」等）の原本を提示した上でその写しを提出するとともに、着工したときは着工届を、工事が竣工したときは竣工写真、竣工図（設置物件と使用土地境界との距離図、建物平面図、附帯整備平面図）、建築物の場合は不動産登記簿（全部事項証明）及び設置した施設が法令等に適合することを証明する公的書類（「建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証」等）の原本を提示した上でその写しを添付した完成届を、遅滞なく提出しなければならない。
 - (イ) 承認期間の延長は原則として認めない。ただし、止むを得ない事由のあるときは、事前に期間延長届を提出しなければならない。
2. 承認書の掲示
工事期間中は、必要事項を記入し見やすい箇所に掲示しなければならない。
3. 承認の取消、又は変更
次のいずれかに該当するときは、本承認を取り消し又は変更を命ずることがある。
 - (ア) 本申請の施設の修理等が空港管理上又は空港整備上支障が生じたとき。
 - (イ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (ウ) 申請者が本承認書に違反したとき。
 - (エ) 本承認に係る申請に虚偽又は瑕疵があったとき。
4. 原状回復
前項により本承認を取り消し又は変更した場合は、申請者の負担により速やかに撤去又は移設し、原状に回復すること。
5. 安全措置
当該工事の施工に当たっては、保護設備を設ける等の安全措置を講じるとともに、利用者に対して十分に安全を確保し、他に損害を及ぼさないようにすること。
なお、安全措置が不十分なため他に損害を及ぼしたときは、申請者がその全責任を負うものとする。
6. 国有財産等使用許可との関係
本工事の施工に当たって、地方航空局長から国有財産等使用許可を受ける必要がある場合は、許可がされるまで、本承認は無効とする。

平成 年 月 日

〇〇空港事務所長 〇〇 〇〇 印

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

(転貸者)

(転借者)

〇〇空港における〇〇〇〇施設の譲渡（又は転貸）申請について

標記のことについて、空港管理規則第9条の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所
2. 譲渡（又は転貸）しようとする施設
 - (1) 譲渡（又は転貸）しようとする施設の位置
 - (2) 名 称
 - (3) 規 模
 - (4) 現在の用途
 - (5) 構 造
 - (6) 建設年月日
3. 敷地使用面積
4. 相手方の氏名、名称、住所
5. 譲渡（又は転貸）後の用途
6. 譲渡（又は転貸）理由
7. 譲渡（又は転貸）予定価格
8. その他参考事項
9. 添付書類
 - (1) 関係図面
 - (2) 申請者が空港管理規則第7条の規定に基づく施設設置承認を受けたときの承認条件と同じ条件が施設の取得承認に附されることを、施設を取得しようとする者が了承する旨を確認する文書（任意様式）

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申 請 者)

〇〇空港における〇〇〇〇施設の抵当権設定申請について

標記のことについて、空港管理規則第9条の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所
2. 担保に供しようとする物件
3. 相手方の氏名又は名称及び住所
4. 担保に供しようとする理由
5. 抵当権の概要
 - (1) 原 因
 - (2) 債 権 者
 - (3) 利 息
 - (4) 損 害 金
 - (5) 債 務 者
 - (6) 抵 当 権 者
 - (7) 抵当権の順位
6. 添付書類
 - (1) 不動産登記簿（抄）本
 - (2) 相手方との契約証書（案）
 - (3) 損害保険に関する協定書
 - (4) 借入金支払計画
 - (5) 担保物件に関する図面
 - (6) 近年3年間の営業報告書（最近の貸借対照表・損益計算書、資金調達概要等）
 - (7) 確定申告書（写）又は監査報告書
7. その他参考事項

番 号
年 月 日

(〇〇空港事務所長経由)

〇〇航空局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請者)

〇〇空港における〇〇〇〇施設の用途変更申請について

標記のことについて、空港管理規則第9条の規定に基づき下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所
2. 用途変更しようとする施設
 - (1) 位 置
 - (2) 名 称
 - (3) 規 模
 - (4) 現在の用途
3. 用途変更の理由
4. 用途変更内容
5. その他参考となる事項
6. 添付書類
 - (1) 関係図面（用途変更前と用途変更後の平面図、比較図等）

施設設置等承認申請調査書（ ～ ）

（空港名）○○空港

番号	調 査 事 項	調 査 内 容					
1.	申 請 件 名						
2.	申 請 者	(住 所) (氏 名)					
3.	申 請 理 由						
4.	施 設 概 要	施設名	構造	階層	規模又は面積	国有財産使用許可 申 請 面 積	添付関係図面
							イ.案内図 ロ.配置図 ハ.位置図 ニ.求積図 ホ.平面図 ヘ.鳥観図 ト.その他 ()
5.	工 事 種 別	イ.新築 ロ.増築 ハ.改築 ニ.移築（移転） ホ.修繕 ヘ.模様替					
6.	工 事 予 定 期 間	着工予定： 完成予定：					
7.	工 事 費 概 要						

番号	調 査 事 項	調 査 内 容
8.	施設の譲渡又は転貸の場合 (ア) 申請者が規則第7条に基づ く施設設置承認を受けたとき の承認条件と同じ条件が施設 の取得承認に附されることを 施設を取得しようとする者が 了承するものであること。 (イ) 譲渡又は転貸後、当該施設 が旅客等の空港利用者の利便 のために必要なものであるこ と。 (ウ) 譲渡又は転貸後、当該施設 の運営が空港の適正、かつ能 率的な運営を妨げないもので あること。 (エ) 譲渡又は転貸後、施設の用 途が譲渡前又は転貸前と変わ らないものであること。	
9.	施設を担保に供する場合 (ア) 抵当権設定により融資を 受けた資金使途が航空法及び 貨物利用運送事業法の規定に よる許可等、旅客等の空港利 用者の利便性向上に資するも のであること。	

	(イ) 当該施設を利用して行う 営業の遂行上適切な計画を有 するものであること。 (ウ) 抵当権設定により受けた 借入金について適切な返済計 画を有するものであること。	
10.	施設の使用を変更する場合 (ア) 用途変更後、当該施設が航 空法、空港法、規則その他関 係法令に抵触しないこと。 (イ) 用途変更後、当該施設が空 港管理上及び空港整備上支障 がないこと。 (ウ) 用途変更後、当該施設が旅 客等の空港利用者の利便のた めに必要なものであること。 (エ) 用途変更後、当該施設が航 空保安施設及び既存施設に支 障が生じるおそれがないこ と。 (オ) 用途変更後、当該施設の運 営が空港の適正かつ、能率的 な運営を妨げないものである こと。	
11.	本申請に係る別途申請の有・無	
12.	本申請に係る関係官公庁の許可状況 (1) 建築確認申請 (2) 消防法関係 (危険物取扱に関する規則を含む。) (3) 大気汚染及び公害防止関係 (4) その他	
13.	本申請に必要な関係書類 (1) 現に行っている事業の概要 (2) 戸籍抄本又は商業登記簿 (3) その他	
※ 4, 5については、該当する種別に○印をつけること。		

施 設 設 置 等 審 査 概 要 書

件 名

申 請 概 要				
申 請 者	(住 所) (氏 名)			
申 請 年 月 日				
施 設	施 設 名	構 造	規 模	
国 有 財 産 使 用 概 要	区 分 種 目	数 量	摘 要	備 考
	区分：			
概 算 工 事 費				
工 期				
申 請 理 由				
審 査 概 要				
施 設 の 譲 渡 又 は 転 貸 の 場 合 (ア) 申請者が規則第7条に基づく施設設置承認を受けたときの承認条件と同じ条件が施設の取得承認に附されることを施設を取得しようとする者が了承するものであること。 (イ) 譲渡又は転貸後、当該施設が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。 (ウ) 譲渡又は転貸後、当該施設の運営が空港の適正かつ、能率的な運営を妨げないものであること。 (エ) 譲渡又は転貸後、施設の用途が譲渡前又は転貸前と変わらないものであること。				

施 設 を 担 保 に 供 す る 場 合 (7) 抵当権設定により融資を受けた資金使途が航空法及び貨物利用運送事業法の規定による許可等、旅客等の空港利用者の利便性向上に資するものであること。 (4) 当該施設を利用して行う営業の遂行上適切な計画を有するものであること。 (9) 抵当権設定により受けた借入金について適切な返済計画を有するものであること。	
施 設 の 用 途 を 変 更 す る 場 合 (7) 用途変更後、当該施設が航空法、空港法、規則その他関係法令に抵触しないこと。 (4) 用途変更後、当該施設が空港管理上及び空港整備上支障がないこと。 (9) 用途変更後、当該施設が旅客等の空港利用者の利便のために必要なものであること。 (5) 用途変更後、当該施設が航空保安施設等の既存施設に支障が生じるおそれがないこと。 (6) 用途変更後、当該施設の運営が空港の適正、かつ能率的な運営を妨げないものであること。	
本 申 請 に 係 る 別 途 申 請 の 有 ・ 無	
本 申 請 に 係 る 関 係 官 公 庁 の 許 可 状 況 (1) 建築確認申請 (2) 消防法関係 (危険物取扱に関する規則を含む。) (3) 大気汚染及び公害防止関係 (4) その他	
本 申 請 に 必 要 な 関 係 書 類 (1) 現に行っている事業の概要 (2) 戸籍抄本又は商業登記簿 (3) その他	

承 認 書

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

〇〇における〇〇承認について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった〇〇空港における〇〇の設置申請について、空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 9 条の規定に基づき、下記の条件を付して承認する。

なお、この承認について不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、この承認のあったことを知った翌日から起算して 60 日以内に国土交通大臣に対して、審査請求をすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この承認があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取り消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。

記

1. 空港整備上支障が生じたときは、本承認にかかわらず、施設利用者の負担をもって当該施設を速やかに撤去すること。なお、施設を担保に供している場合は、合わせて、抹消手続きを実施すること。
2. 当該施設の運営等については、地方航空局長又は空港事務所長が指示するときは、その指示に従うこと。
3. 当該施設により、万一、空港保安施設又は既存施設に支障が生じた場合は当局の指示に従い改善に努めること。
4. 承認の期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力すること。
5. 承認後は、航空法、空港法、規則及びその他関係法令を厳守するほか地方航空局長又は空港事務所長の指示に従うこと。
6. 次の場合には、施設の譲渡等の承認を取り消す、又は当該施設について使用の停止を命ずることがある。
 - (ア) 本承認に係る申請に虚偽が判明したとき等、不正の手段により承認を受けたとき。
 - (イ) 承認基準を満たさないと認められることとなったとき。
 - (ウ) 申請者が規則に違反したとき。
 - (エ) 地方航空局長の承認を受けることなく、当該施設を担保に供したとき。
 - (オ) 航空法、空港法、規則又は関係法令に基づく命令又は承認に附した条件に従わなかったとき。
 - (カ) 空港管理上特に必要があると判断したとき。（例えば現在の状況を放置しておくことにより、空港の機能又は運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合）
7. 施設を担保に供する場合、借入金を完済するまでの間、毎営業年度終了後、4 か月以内に決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び資金調達概要等）及び借入金支払い計画を空港事務所長経由地方航空局長へ提出すること。
8. 借換等、承認を受けた担保条件及び根抵当の場合は承認を受けた借入金に変更が生じる場合は、事前に承認を受けること。
9. 1. から 8. に定める条件について、地方航空局長に特別な理由があるときは、一時的にこれを変更することができる。

平成 年 月 日

〇〇航空局長 〇〇 〇〇 印